

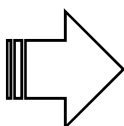
初診時、再診時における選定療養費の改定について（お知らせ）

令和4年度診療報酬改定にて、令和4年10月1日より初診時及び再診時の選定療養費が改定されます。これに伴い、当院においても下記のとおり料金を変更いたします。

1 ご負担いただく金額

初診時の選定療養費

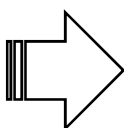
令和4年9月30日まで
医科 5,090円（税込み）
歯科 3,050円（税込み）



令和4年10月1日より
医科 7,130円（税込み）
歯科 5,090円（税込み）

再診時の選定療養費

令和4年9月30日まで
医科 2,550円（税込み）
歯科 1,520円（税込み）



令和4年10月1日より
医科 3,050円（税込み）
歯科 1,930円（税込み）

※ 令和4年10月1日以降において、別に選定療養費を求める患者の初診・再診については、保険給付範囲から初診時は医科200点、歯科200点、再診時は医科50点、歯科40点を控除します。

2 対象となる方

初診時：他の病院又は診療所からの紹介状なしに当院を受診される初診患者

再診時：当院より、他の病院又は診療所に対する文書による紹介をおこなう旨申し出た後も、引き続き当院を受診される再診患者

※ なお、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- 救急車で搬送された場合（軽傷の場合を除く）
- 公費負担医療制度の対象となる場合（一部例外あり）
- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- 医科と歯科の間で院内紹介した場合
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 治験協力者である場合
- 災害により被害を受けた場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合 等